

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		排水設備等の計画の確認 新座市下水道条例第6条 排水設備又は排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定める申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審	関係条項	新座市下水道規則第5条 条例第6条第1項及び第2項の規定により確認を受けようとするときは、排水設備・排水施設計画確認申請書又は除害施設計画確認申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請があったときは、内容を審査し、確認通知書により申請者に通知するものとする。
	基準 (未設定の場合はその理由)	(形式審査) 1 申請の対象が供用開始区域として公示した区域又は下水道法及び新座市下水道条例に基づく行為の許可を得た土地であるか。 2 記載事項に記入漏れはないか。 3 添付書類が整っているか。 (内容審査) 1 排水設備・排水施設が下水道法施行令及び新座市下水道条例に規定されている構造基準に適合しているか。
査	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成27年4月1日最終変更)
準	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)